

ヒアリング実施（案）について

◆ 内容

検討委員会に、聴覚障害者、視覚障害者、その他委員会にて必要であると認められた障がい当事者の方を検討委員会に招集し、障がい者差別についての意見を聴取するもの。（必要性に応じ、ヒアリングの時間帯は非公開とする場合あり）

- ・聴覚障害者（1～2名） ※行田市聴覚障害者の会に依頼
 - ・視覚障害者（1～2名） ※行田市視覚障害者の会に依頼
 - ・肢体不自由児者又はその家族（1～2名） ※行田市肢体不自由児者父母の会に依頼
 - ・知的障害児者又はその家族（1～2名） ※行田市手をつなぐ育成会に依頼
- ※各20分 合計80分を予定

◆聴取内容（案）

- ・過去に経験した差別的事案、生活していく中で困った経験
- ・住み慣れた地域で暮らしていくためには
- ・市、事業者（飲食店、商店他）などへ望むこと
- ・必要とする支援・サポート体制（将来まで）